

循環型社会の形成

本県の現状

①一般廃棄物(ごみ)

項目	年度	H15 (基準年度)	H29 (現状)	H15→H29 (増減)
排出量		50万6千トン	40万7千トン	△9万9千トン (20%減)
1人1日当たりの排出量		1,174g	968g	△206g (18%減)
再生利用率		14.9%	14.4%	△0.5ポイント
減量化率		67.4%	74.1%	6.7ポイント
最終処分量		9万0千トン	4万7千トン	△4万3千トン (48%減)

②産業廃棄物

項目	年度	H15 (基準年度)	H29 (現状)	H15→H29 (増減)
排出量		338万6千トン	322万3千トン	△16万3千トン (5%減)
再生利用率		54.8%	54.8%	±0.0ポイント
減量化率		38.5%	42.9%	4.4ポイント
最終処分量		21万8千トン	7万3千トン	△14万5千トン (67%減)
不適正処理件数(新規)		126件	37件 [H30]	△89件 (71%減)

最近の動き(国等)

①第四次循環型社会形成推進基本計画(H30.6)

- ・ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ・適正処理の更なる推進
- ・万全な災害廃棄物処理体制の構築

②廃棄物処理法に基づく基本方針(H28.1)

- ・家庭系ごみ排出量の削減
- ・効率的な熱回収のためのごみ処理の広域化
- ・災害廃棄物対策の推進

③食品ロス削減推進法(R1.5)

- ・国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進

④プラスチック資源循環戦略(R1.5)

- ・ワンウェイプラスチックの排出抑制
- ・全ての使用済みプラスチックの有効利用の促進
- ・プラスチックごみ流出による海洋汚染の防止

⑤大規模災害の頻発による災害廃棄物の問題の顕在化

- ・東日本大震災 約3,100万トン
- ・平成30年7月豪雨(広島県等) 約180万トン

本県における主な取組

①廃棄物等の排出抑制

- 《県民・事業者向け》
 - ・3Rの実践の呼びかけ
 - ・いしかわ版環境ISO(家庭版、学校版、地域版、事業者版)
 - ・エコモーションキャンペーン(テレビCM)
 - ・いしかわ環境フェアにおける普及啓発
 - ・「マイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」の締結
 - ・食品ロス削減の普及啓発
 - ・30・10運動の推奨
 - ・「美味しいいしかわ食べきり協力店」登録制度(R1~)
 - ・一般廃棄物・産業廃棄物の排出・処理状況等の公表
 - 市町別の3Rの取組み等
 - ・3R推進アドバイザーの派遣、事例発表・意見交換会の開催
 - ・産業廃棄物排出抑制・減量化マニュアルの策定・周知
 - ・汚泥、鋳さい、廃プラスチック類

②循環資源の再利用、再生利用・熱回収

※ 循環資源：廃棄物等のうち有用なもの

- 《県民向け》
 - ・3Rの実践の呼びかけ(再掲)
- 《事業者向け》
 - ・エコ・リサイクル製品の認定
 - 47企業 87製品 (H31.4現在)
 - ・循環産業育成のためのセミナー実施
- 《行政向け》
 - ・一般廃棄物処理施設整備に伴う市町への技術的助言
 - ・国の交付金を活用した施設整備(資源化施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設等)
 - ・下水道汚泥の有効利用の促進
 - ・メタン活用いしかわモデル等(土木部)
 - ・グリーン購入調達方針に基づく取組の実施
- 《その他》
 - ・各種リサイクル法に基づく取組の推進
 - ・容器包装リサイクル法
 - ・家電リサイクル法
 - ・食品リサイクル法
 - ・建設リサイクル法
 - ・自動車リサイクル法
 - ・小型家電リサイクル法

③適正な処分

- 《県民向け》
 - ・海洋プラスチックごみ・海岸漂着物対策の推進
 - ・小学生向けのリーフレットの配布による普及啓発(R1予定)
 - ・3R、ポイ捨て防止などの啓発
 - ・国の補助金を活用した海岸漂着物の処理
 - ・いしかわ我がまちアドプト制度による河川などの美化(土木部)
- 《事業者向け》
 - ・適正処理推進講習会等の実施
 - ・産業廃棄物適正処理推進講習会の開催
 - ・電子マニフェスト操作体験セミナーの開催
 - ・優良産廃処理業者の育成
 - ・情報開示に関するセミナーの開催
 - ・エコアクション21取得支援セミナーの開催
 - ・PCB廃棄物等の期限内処理の促進
 - ・産業廃棄物処理施設に対する融資制度
 - 融資限度額：最終処分場5億円、焼却施設1億円
 - ・廃棄物適正処理指導要綱による適正な施設整備の指導
- 《行政向け》
 - ・市町災害廃棄物処理計画の策定支援
 - ・災害廃棄物セミナーの開催

④不適正処理の防止

- 《県民向け》
 - ・不法投棄110番の設置
- 《行政》
 - ・産業廃棄物監視機動班による監視指導
 - 4保健福祉センター(県職員・警察OB)
 - ・市町職員への産業廃棄物立入検査権限の付与
 - 18市町 104人(H31.4現在)
 - ・産業廃棄物不法処理防止連絡協議会の設置
 - 警察、海上保安庁、市町、業界団体等と連携
 - ・県境合同路上検査、監視パトロール
 - 富山県、福井県
- 《その他》
 - ・環境修復基金による産業廃棄物の除去
 - ・県産業資源循環協会への補助

計画改定の方角性

- ・廃棄物等の排出抑制を引き続き推進
- ・食品ロス削減の普及啓発の推進
- ・プラスチック資源循環の推進

- ・循環資源の再利用、再生利用・熱回収を引き続き推進

- ・適正処分の更なる推進
- ・海洋プラスチックごみ対策の普及啓発・海岸漂着物の処理の推進
- ・PCB廃棄物等の確実かつ適正な処理の推進
- ・災害廃棄物処理体制の構築の推進

- ・廃棄物の不適正処理の未然防止の徹底